

2023年7月度 広告相談レポート

1. 相談受付件数・相談者の内訳

7月度の全体の相談受付件数は計115件で、前月度と比較すると7件増（新車関係10件減、中古車関係18件増、その他1件減）、対前年同月比では5件増（新車関係34件減、中古車関係43件増、その他4件減）となっています。

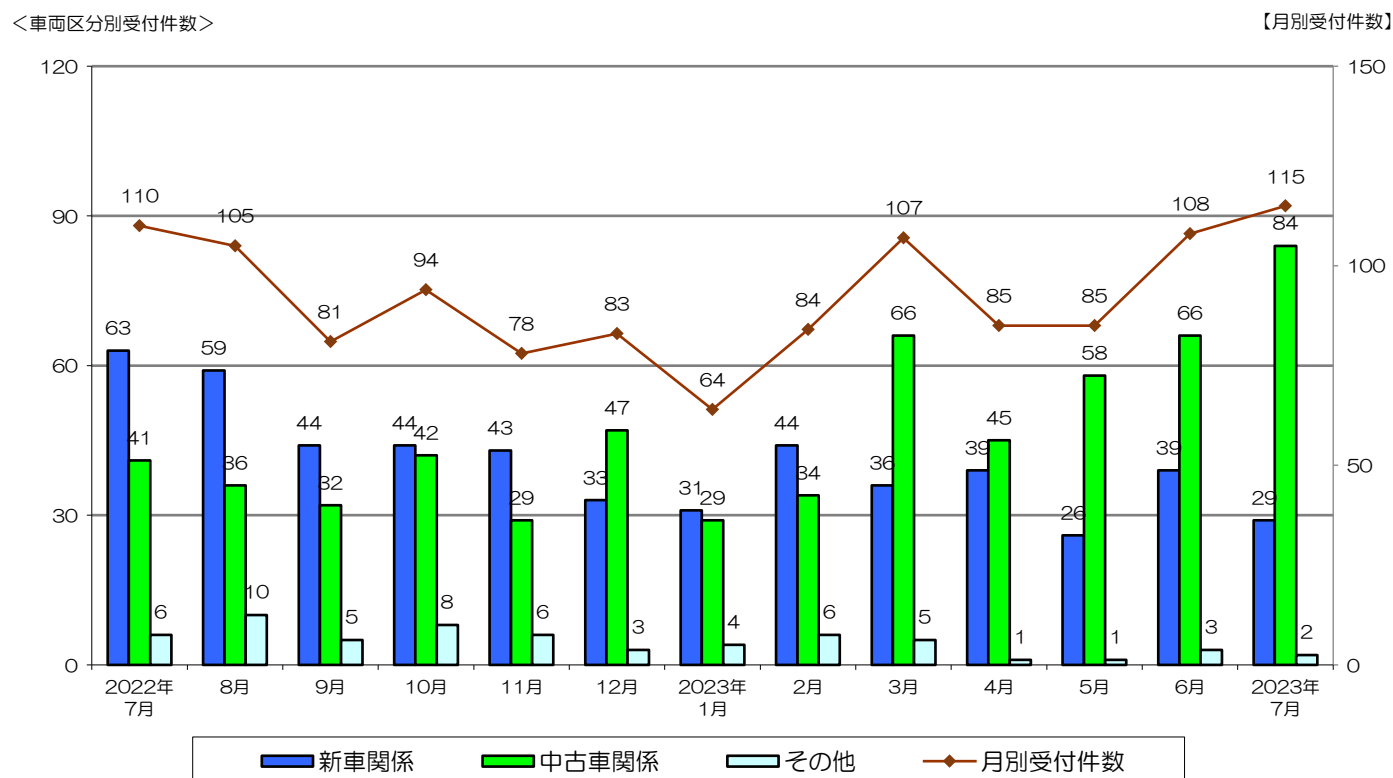
相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約16%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約72%（13件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（19件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約28%（32件）を占めています。

【相談者の内訳・2023年7月】

相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	29	84	2	115
広告代理店	11	6	1	18
メーカー系ディーラー	5	13	1	19
自動車関係団体	6	9	0	15
中古車専門店	2	30	0	32
中古車情報誌社	0	7	0	7
メーカー	4	9	0	13
新聞社	0	1	0	1
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	1	9	0	10

広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	1
メーカー系ディーラー	13
中古車専門店	1
その他	3

【相談受付件数の推移・2022年7月～2023年7月】



2. 新車関係

新車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが65.2%、『車名・使用区分』に関する問い合わせが4.3%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約70%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	23	79.3%	その他相談	1	3.4%
景品関係	5	17.2%	合計	29	100.0%

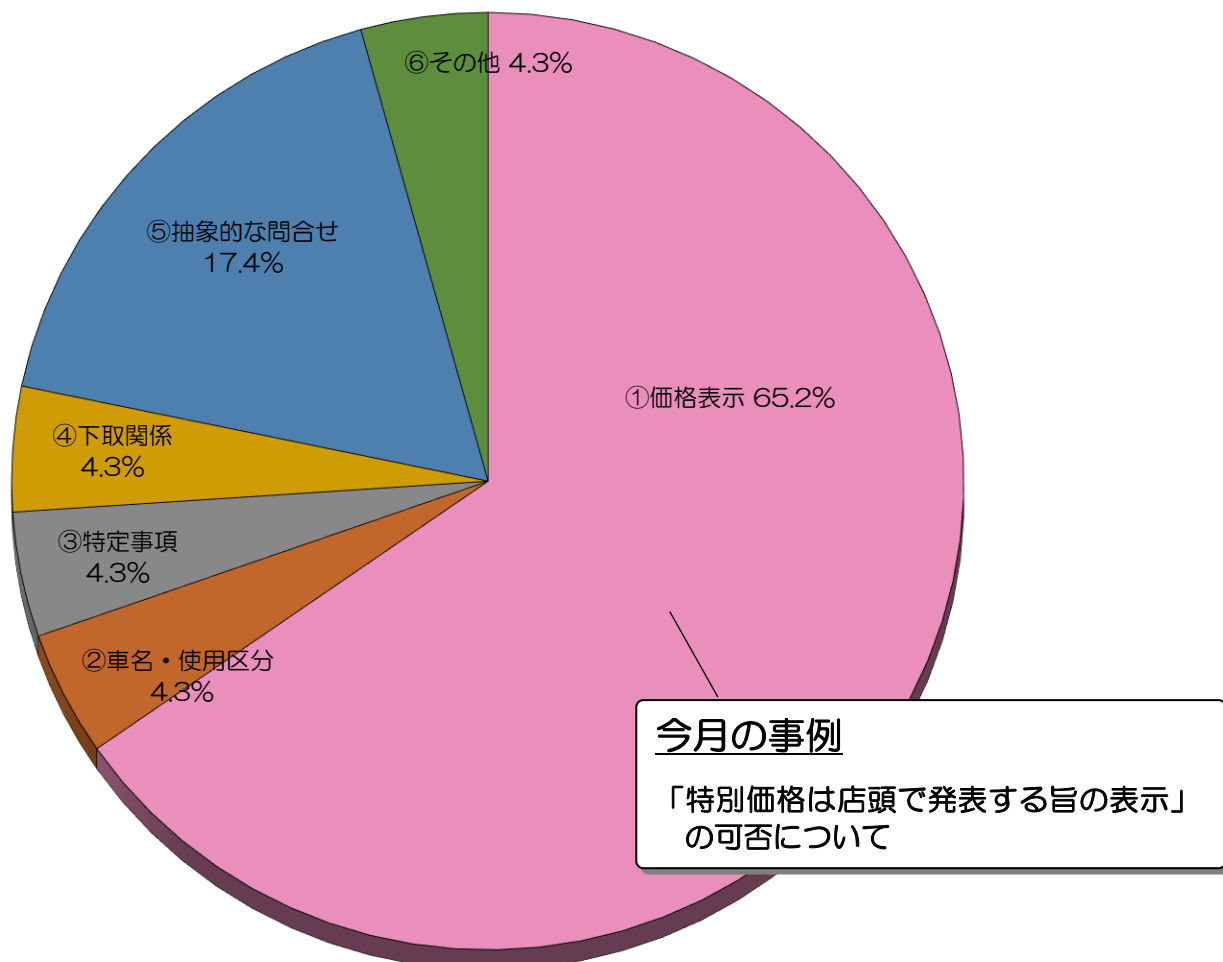
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	15	65.2%	③特定事項	1	4.3%
表示方法	5	21.7%	燃費	1	4.3%
値引き表示	3	13.0%	④下取関係	1	4.3%
支払い総額	1	4.3%	⑤抽象的な問合せ	4	17.4%
割賦・リース	5	21.7%	広告表現の可否	4	17.4%
その他(価格)	1	4.3%	⑥その他	1	4.3%
②車名・仕様区分	1	4.3%	合計	23	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	2	40.0%	オープン懸賞	1	20.0%
一般懸賞(抽選等)	2	40.0%	合計	5	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「特別価格は店頭で発表する旨の表示」の可否について〕

Q. 来月、新車フェアを予定しており、期間中は車両本体価格から値引きして販売する企画を検討しています。できるだけ多くのお客様に来店していただけるようにするため、広告には車両本体価格のみを表示し、「感謝デー特別価格は店舗で発表」と表示したいと考えています。可能でしょうか？

【問題となる広告表示の例】



【問題点】

通常よりも安い価格で販売する旨を表示しているが、その根拠となる価格（値引き後の価格である「特別価格」）を表示していない

A. 規約第3条第4項では、値引額や値引率、「特価」等により価格が有利である旨を表示する場合は、その根拠となる販売価格を表示する旨が定められています。
したがって、「特別価格」等、価格が有利である旨を表示する場合は、その根拠として「値引き前の価格」と併せて「値引き後の価格」を表示してください。

【正しい広告表示の例】



【表示のポイント】

「特別価格」等、価格が有利である旨を表示する場合には、その根拠となる販売価格（値引き前と値引き後の価格）を表示

3. 中古車関係

中古車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが67.9%、『支払総額』に関する問い合わせだけで、表示に関する問い合わせの48.1%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	81	96.4%	その他相談	2	2.4%
景品関係	1	1.2%	合計	84	100.0%

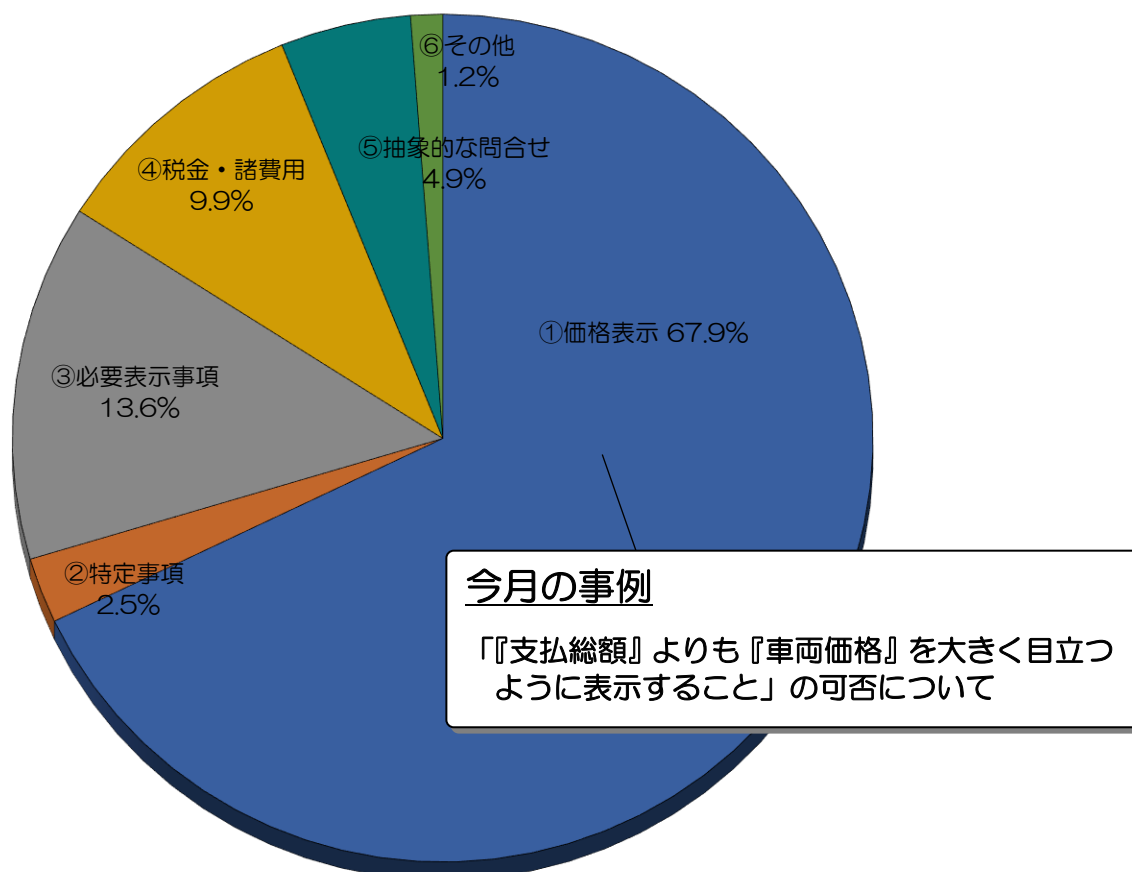
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	55	67.9%	③必要表示事項	11	13.6%
表示方法	8	9.9%	保証の有無	3	3.7%
付属品・特別仕様	1	1.2%	整備実施状況	4	4.9%
値引き表示	1	1.2%	リサイクル料金	2	2.5%
支払い総額	39	48.1%	必要表示事項全般	2	2.5%
割賦・リース	2	2.5%	④税金・諸費用	8	9.9%
その他（価格）	4	4.9%	税金	1	1.2%
②特定事項	2	2.5%	諸費用	7	8.6%
最上級	1	1.2%	⑤抽象的な問合せ	4	4.9%
限定	1	1.2%	広告表現の可否	3	3.7%
			企画の可否	1	1.2%
			⑥その他	1	1.2%
			合計	81	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
一般懸賞(抽選等)	1	100.0%	合計	1	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「『支払総額』よりも『車両価格』を大きく目立つように表示すること」の可否について〕

Q. 「支払総額」の表示について、プライスボードに「支払総額」よりも「車両価格」を大きく目立つように表示することは問題ないでしょうか？

【問題となる表示例】※プライスボードの場合

初度登録(検査) 2020年10月 車名 コートリ 2.0X (2WD) 主な仕様区分 2000 4ドア GL 4AT

車両価格 106.8万円

支払総額 120.0万円 諸費用 13.2万円

★支払総額には、保険料、税金(法定費用含む。)、リサイクル預託金相当額、登録(検査登録手続代行費用及び車庫証明手続代行費用)等に伴う費用が含まれています。

★リサイクル料金
 預託済み
 廃棄時にリサイクル料金の追加が必要な装備が付いています
 未預託(廃棄時に支払いが必要となります)

●●●月現在、●●●県内●●●登録(届出)で店頭納車の場合の価格です。
 ※お客様の要望に基づく整備や、オプション等の費用は、別途申し受けます。

【問題点】
 販売価格である「支払総額」を明瞭に表示していない
 また、「車両価格」を大きく目立つように表示することにより、
 表示した価格が「支払総額」であると誤認されるおそれがある

A. 消費者に安心して中古車を購入いただけるようにするため、10月1日施行の規約改正により、中古車の販売価格として、購入時に最低限必要なすべての費用が含まれた価格を、「支払総額」の名称で表示することが定められました。

したがって、販売価格である「支払総額」を明瞭に表示する必要があり、「支払総額」の内訳である「車両価格」を、「支払総額」よりも大きく目立つように表示することはできません。

なお、「車両価格」を大きく目立つように表示することにより、表示した価格が「支払総額」であるかのように誤認されるおそれのある表示を行った場合は、実際には表示された価格では購入できないにもかかわらず、購入できるかのように誤認されるおそれのある「不当な価格表示」に該当し、重大な規約違反になります。

【正しい表示例】※プライスボードの場合

初度登録(検査) 2020年10月 車名 コートリ 2.0X (2WD) 主な仕様区分 2000 4ドア GL 4AT

支払総額 120.0万円

車両価格 106.8万円 諸費用 13.2万円

★支払総額には、保険料、税金(法定費用含む。)、リサイクル預託金相当額、登録(検査登録手続代行費用及び車庫証明手続代行費用)等に伴う費用が含まれています。

★リサイクル料金
 預託済み
 廃棄時にリサイクル料金の追加が必要な装備が付いています
 未預託(廃棄時に支払いが必要となります)

●●●月現在、●●●県内●●●登録(届出)で店頭納車の場合の価格です。
 ※お客様の要望に基づく整備や、オプション等の費用は、別途申し受けます。

【表示のポイント】
 販売価格である「支払総額」を明瞭に表示